遺伝子組換え食品の表示

食品として安全性が確認された遺伝子組換え農産物及びこれらを主な原材料とする加工食品のうち、次の食品について表示が義務づけられています。

●表示の対象

現在、９つの農作物〔大豆（枝豆、大豆もやしを含む）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな〕及びその加工食品が対象となっています。

農　産　物	加　　工　　食　　品
大豆	豆腐、油揚げ、凍豆腐、おから、ゆば、納豆、豆乳類、みそ、きなこ　　等
とうもろこし	コーンスナック菓子、コーンスターチ、ポップコーン、冷凍とうもろこし　　等
ばれいしょ	冷凍ばれいしょ、乾燥ばれいしょ、ばれいしょでん粉、ポテトスナック菓子　　等
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

表示対象農産物以外の農産物（米、小麦など）及びその加工食品は、「遺伝子組換えでない」などの表示はできません。

●表示の方法

①義務表示

ア　分別生産流通管理（※1）が行われている遺伝子組換え食品の場合

⇒　「遺伝子組換え」

名　　称	きぬごし豆腐
原材料名	丸大豆（遺伝子組換え）

イ　遺伝子組換え食品と遺伝子組換えでない食品の分別生産流通管理が行われていない場合

⇒　「遺伝子組換え不分別」

名　　称	きぬごし豆腐
原材料名	丸大豆（遺伝子組換え不分別）

※1　分別生産流通管理とは…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を、生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないように管理し、そのことが書類等により証明されていること。

②任意表示（任意で表示する場合であっても規定に従い表示します。）

◆大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

ア　分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合

⇒　「分別生産流通管理済み」

名　　称	きぬごし豆腐
原材料名	丸大豆（分別生産流通管理済み）※2

※2　または、「遺伝子組換え混入防止管理済」等が可能

イ　分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる場合

⇒　「遺伝子組換えでない」

名　　称	きぬごし豆腐
原材料名	丸大豆（遺伝子組換えでない）※3

※3　または、「非遺伝子組換え」等が可能

◆大豆及びとうもろこし以外の対象農産物（ばれいしょ等）について

意図せざる混入率の定めはありません。それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組み換えでない」と任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

●表示を省略できる場合

◆上記に掲げる農作物を使用した加工食品であっても、「大豆油」、「コーン油」、「しょうゆ」など、組み換えられた遺伝子やこれによって生じたたんぱく質が、加工工程で除去・分解され、最新の検出技術によっても検出不可能とされている加工食品（任意表示は可能）

◆遺伝子組換え農産物が、主な原材料（原材料の上位３位以内で、かつ、全重量の５%以上を占める）でないもの

◆容器包装の表示可能面積が、おおむね30㎠以下のもの

◆特定遺伝子組換え農産物・加工食品（ステアリドン酸産生大豆、高リシンとうもろこし、EPA産生なたね、DHA産生なたね）

従来のものと栄養価等が著しく異なるもの（ステアリドン酸産生大豆）については、「大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）」等の表示義務があります。